

## ベトナムの中古機械設備の輸入における年数制限の緩和について

2020年12月1日

I-GLOCAL CO., LTD. ホーチミン事務所

米国公認会計士 鈴木 友紀

### はじめに

2019年6月15日より首相決定 Decision 18/2019/QD-TTg(以下「決定 18」)が施行され、中古機械設備を製造等自社で利用する目的で資産として輸入する場合の規制が、一部緩和・明確化された。本稿では、その概要と運用上の留意点について述べる。

### 1. 過去の状況と「決定 18」の概要

#### 1. 過去の状況

「決定 18」の施行以前、中古機械設備を自社利用目的で輸入する場合については、2015年11月13日付の通達 Circular 23/2015/TT-BKHON(以下「通達 23」)において規制されていた。自社利用目的で輸入できる中古機械設備は、原則として製造から輸入時までの年数(以下「年数」)が10年を超えず、安全・省エネ・環境保護に関するベトナム国家基準(以下「QCVN」)、ベトナム技術規格(以下「TCVN」)または先進7カ国(G7)(注)の規格基準(以下「G7 規格」)に適合しているものに限られた。「通達 23」は、制定された頃に社会的に問題視されていた、近隣国からの粗悪な中古設備の流入防止を主目的としていたとみられるが、原則に当てはまらない機械設備の特別許可の基準や手続が明確でなく、年数基準が偏重される運用が目立っていた。日本等では、適切にメンテナンスを行えば、年数が10年を超えても正常に稼働する機械設備は多々存在し、そのような中古機械設備を活用したいと考える多くの企業から、規制緩和が切望されていた。

(注)日本、米国、フランス、ドイツ、英国、イタリア、カナダ。公式な定義はないが、一般的に首脳会議に参加する7カ国の総称としての Group of Seven を意味している。

#### 2. 「決定 18」の概要

去る6月15日に施行された「決定 18」では、中古機械設備の概念を、単独の「中古機械・設備」と、連結・固定された中古機械設備一式としての「中古技術ライン」(たとえば生産ライン等)とに分類した上で、それぞれ以下の条件をすべて満たせば自社利用目的で輸入できることが定められた。



I-GLOCAL  
incubate the next

### (1) 中古機械・設備の輸入許可基準

- ① 原則として年数が 10 年を超えないこと。ただし本決定の付録 1 に記載された種類のものについては、年数が 15 年を超えない(例:木材の乾燥用設備)あるいは 20 年を超えない(例:金属加工用機械類、木材や硬質樹脂加工機、製紙用機械等)こと。
- ② 安全・省エネ・環境保護性能が「QCVN」に適合していること。「QCVN」が存在しない分野については「TCVN」、G7 規格または韓国の規格に適合していること。

### (2) 中古技術ラインの輸入許可基準

- ① 安全・省エネ・環境保護性能が「QCVN」に適合していること。「QCVN」が存在しない分野については「TCVN」、G7 規格または韓国の規格に適合していること。
- ② 設計上の仕様と比較して、残存能力(出力・生産力)が 85%以上であり、かつ原料消費量・燃料消費量の増加率が 15%を超えないこと。
- ③ 輸入するラインの技術が OECD 加盟国(注)のうち、少なくとも 3 カ国で実際に使用されていること。

「決定 18」において特筆すべきこととしては、①製造から 10 年を超えても輸入できる中古機械・設備の種類と年数上限が明示されたこと、②中古技術ラインについて、規格や性能面の条件を満たしていれば年数は問われなくなったこと、③安全・省エネ・環境保護性能の判定基準として、これまで認められていた「QCVN」、「TCVN」および G7 規格のほかに韓国の規格が加わったことが挙げられる。

その他、輸入手続の規定や、年数上限を超えた中古機械・設備の輸入可否審査手続、審査回答期限等が「通達 23」と比較してよりくわしく定められ、また「通達 23」では規定されていた中古部品に関する項目が削除された。

(注)南北アメリカ、欧州、アジア・太平洋地域の 36 カ国

## 3. 留意事項

### (1)「年数」の概念

「決定 18」第 3 条によると、「年数」は製造年と輸入年(ベトナムの港に到着した年)の差によって決まると書かれているが、これは 12 ヶ月を 1 年と考える実年数ではなく、ある年の 1 月製造でも 12 月製造でも、製造年は 2009 年、という考え方のように読める。つまり、たとえば年数上限が 10 年の機械について、2009 年 12 月製造の機械が 2019 年 12 月にベトナムの港に到着すれば輸入できるが、2020 年 1 月に到着した場合には特別な審査が必要となるか、輸入できない可能性がある。

## (2)運用上の混乱の可能性

「決定 18」では「通達 23」の失効や廃止は明示されていない。ベトナム法制においては、「決定」と「通達」の関係では概ね「決定」が上位と考えられ、新法は旧法に優先するはずではある。しかし実務では、詳細規定である「通達」が概説的な「決定」より重視されたことが皆無ではなく、新规定の実務の詳細が定まるまでの間は、依然として旧規定が参照されたり、制度の運用が停止されてしまうこともある。

## 終わりに

「決定 18」により、中古機械設備等の輸入規制の一部緩和や手続の明確化が図られた。本決定を契機に、手続の円滑化や、関係する産業分野の一層の収益改善と発展が期待される。しかし運用が確立するまでの間、実務では混乱や問題が生じうるため、本制度の実際の利用にあたっては関係当局や専門家への事前確認をお勧めする。

<https://www.i-glocal.com/>

本レポートに関するお問い合わせはこちらまで: [info@i-glocal.com](mailto:info@i-glocal.com)